

審 第 2 8 8 3 号
答 申 第 3 1 5 号
令和5年11月6日

千葉県病院局長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年5月14日付け病経管第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第271号

令和2年4月3日付けで審査請求人から提起された、令和2年4月1日付け病経管第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が令和2年4月1日付け病経管第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年3月17日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「千葉県個人情報保護条例50条にかかり、私が苦情、相談、意見、要望等をしたことに関して取得・作成されたもの一切。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県病院局経営管理課（以下「経営管理課」という。）と各県立病院では、開示請求に係る個人情報を記録した行政文書を作成及び取得していないことから、保有していないとして、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、令和2年4月3日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年5月14日付け病経管第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は全て開示するとの裁決を求める。
裁量的開示を実施することを求める。
 - イ 本件審査請求の理由
文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を開示請求の適用除外か

解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、対象文書が全く存在しないとは、到底、考えられない。審査請求人は、少なくとも、経営管理課の〇〇氏が担当者となった、条例第50条に基づく手続を取っているし、総務部審査情報課（以下「審査情報課」という。）に対しても経営管理課等について条例第50条に基づく手続を取っていることから、それらの際の対象個人情報を記録した行政文書も存在するはずである。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本案反論の前に

(ア) 経営管理課は、「弁明書副本の送付等について（送付）」において、実施機関を反論書の宛名として記載するよう審査請求人に求めた。しかしながら、本反論書は、第一義的には、審査庁に宛てたものではなく、行政不服審査会に宛てたものであるから、「千葉県個人情報保護審議会 御中」と記載した。

(イ) 却下を求めるとの弁明については、審査請求人は、本件に限らず、請求対象を特定した上で全部開示すること並びに条例第19条による裁量的開示、千葉県情報公開条例第10条による公益上の理由による裁量的開示を求めているが、これらを一定の作為として法の許容しない審査請求であり不適法却下を免れないということにはなっていない。また、審議会は、従前、対象個人情報の特定及び条例第19条該当性について判断してきたものである。そして、処分庁は、本件審査請求が不適法却下にはならないことを十分に知っていたというべきであり、あえて却下を求めると自体が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといえるべきである。

イ 文書の特定

(ア) 経営管理課の〇〇氏も、審査情報課個人情報保護班の〇〇氏も、ともに、本件開示請求の対象事案に係る本件以前の個人情報開示請求に係り、対象個人情報を記載した行政文書がどの裁判に係るものなのかという審査請求人の質問に対して、その情報も含めて不開示となっている旨を回答し、以前の開示請求ではどの裁判に関する情報なのかは開示されてきたのにどうしたことなのかとの質問に対して、それはそのときには行政文書にたまたま記載されていたから開示になったのであり、本件では記載されていないからどの裁判に関する情報なのか回答できない、どの裁判に関する情報なのかについても不開示決定になっているから審査請求が可能であり、審査請求すればいいと述べた上

で、それはおかしいとの審査請求人による条例第50条に基づく苦情に対して、審査請求ができるものであるから、条例第50条に基づく苦情の対象には含まれない、その内容からして個人情報の取扱いに当たらないから、条例第50条に基づく苦情の対象には含まれない、と述べて、条例第50条に基づく苦情としての受付を拒絶した上に、〇〇氏に至っては苦情ですらないとした。両氏が述べたとおりであれば、当該処分に対する審査請求の弁明書において、どの裁判に関する情報なのかについても弁明がなされていることになるが、どの裁判に関する情報なのかについての情報が不開示とされたことにつき何らの弁明もされていないことから違法である。仮にこれが審査請求することができないものであるとしたら、条例第50条に基づく苦情を直ちに受け付けなければならないものであるし、そもそも、審査請求することができるものについても条例第50条に基づく苦情の対象となることは、宇賀克也最高裁判所裁判官の著書においても明らかである。

また、審査情報課に対しては、条例第50条の解釈について狭きに失しているから改善するように住民や制度利用者として要望もしているし、同課内での検討の結果も電話で伝達されている。同課からの文書が存在するはずであるし、また、前記〇〇氏とのやり取りの最中に、〇〇氏は個人的な文書として作成する旨を明言したところ、その作成の経緯からして明らかに行政文書に該当するから、その行政文書を特定すべきであるし、それらに係り全く行政文書が取得・作成されていないということは著しく不合理である。

したがって、少なくとも、前記の点に係る行政文書が作成・取得されているはずであるから、これらを特定すべきである。

- (イ) そもそも、本件決定で特定された対象個人情報を記載した行政文書を管理しているのは、経営管理課だけではなく、医療安全安心推進室も含まれるのであるから、同室保有分も特定すべきである。

ウ 理由附記の不備の違法

本件の理由附記は、条例第21条第2項及び第3項の規定により要請されている理由附記の水準を満たしたものとはいえない。

したがって、通知書の理由附記において看過し得ない瑕疵があるといふべきであるから、本件決定は当然に取り消すべきである。

エ 結語

よって、本件決定は、理由附記の不備の違法があるとともに、特定漏れもあることから、取り消すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求のうち、処分の取消しを求める請求についてはこれを棄却し、また、請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求める請求については、これらを却下するのが相当である。

(2) 却下を求める弁明の理由

法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求める（法第2条及び第46条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求める（法第3条及び第49条）制度である。

これを本件について見ると、審査請求人は本件審査請求で、処分庁に請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

(3) 処分の内容

ア 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 対象文書の特定及び内容について

本件開示請求は、条例第50条に基づき作成又は取得した行政文書に係る自己情報開示請求であるが、実施機関が行政文書を探索したところ、本件開示請求に係る行政文書は不存在であったため、不開示としたものである。

(4) 処分の理由

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は保有していないため、文書不存在の旨の不開示決定を行ったものである。

(5) 弁明の内容

本件決定の妥当性

ア 対象文書の特定について

審査請求人は、実施機関による対象行政文書の特定が不十分である旨を主張しているものと解される。

条例第50条では、「実施機関は、個人情報取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。」とされている。

これにより、審査請求人が苦情、相談、意見又は要望等したことに関

する行政文書について、実施機関が探索を実施したところ、該当する行政文書は存在していないため、実施機関は本件決定を行ったものである。

よって、実施機関が行った本件決定は適切であり、また、審査請求人が主張するところの、対象文書を開示請求の適用除外又は解釈上の不存在と判断したなどという事実は存在しない。

したがって、対象行政文書の特定に係る審査請求人の主張には理由がない。

イ 対象行政文書の条例第19条該当性について

審査請求人は、実施機関が本件決定において不開示とした部分は、いずれも条例第19条に該当する旨主張しているものと解される。

しかし、当該主張に係る裁量的開示の請求が不適法なものであって却下されるべきであることは前記(2)のとおりである。

- (6) 以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、本件決定に取り消し得るべき瑕疵は何ら認められないため、本件審査請求は棄却されるべきものである。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 苦情に対する対応について

実施機関によると、条例第50条に基づく苦情を受け付けた場合の処理については、千葉県病院局長が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱(平成16年4月1日制定)に従い、苦情処理・苦情相談記録票(以下「記録票」という。)を作成することとしているとのことである。

もっとも、反論書に記載されている「対象個人情報を記載した行政文書がどの裁判に係るものなのか」という質問に係る苦情については、同条に基づく苦情として受け付けておらず、記録票も作成していないところ、これは、当該苦情の内容が、本件とは別の自己情報開示請求に対する決定内容に係るものであり、決定に対する不服については、審査請求制度に基づく対応がなされるものであることから、同条に基づく苦情として受け付けるものではないと判断したためとのことである。

審議会としては、当該苦情に対する対応についての実施機関の説明に

特段に不自然、不合理な点は認められない。また、実施機関のこのような対応が審査請求人の権利利益を損なうとは認められない。

イ 文書の再探索について

審議会が事務局職員を通じて改めて経営管理課に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求に係る個人情報を経営管理課において保有していないことが確認された。

ウ 実施機関の説明及び再探索の結果を踏まえると、審議会としては、実施機関が本件決定において、本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 5月14日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年 6月22日	反論書の写しの受理
令和5年10月19日	審議（令和5年度第6回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会